

[事案 2024-221] 新契約取消請求

・令和7年3月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

令和3年8月に契約した米ドル建積立利率変動型終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1) 勧誘を受けた際、保険料はいつでもデメリットなく下げることができると言われていたが、実際に保険料を下げようとする、解約扱いになり多額の損金が発生することを後から知った。
- (2) 募集人が、自分の勤務先を銀行（正しくは信託銀行）、年収1,000万円（正しくは300万円程度）と虚偽の申告をしていた。
- (3) 契約した後、保険証券のみが郵送されてきたが、約款、重要事項説明書を受け取っていないため、まだクーリング・オフが可能な状態である。

<保険会社の主な主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本申立前における申立人の申出（募集人から、いくらかの保険料であれば加入できるかと聞かれ、2万円くらいであれば出せる、と話した）からすると、設計書の内容は申立人の意向に従って決定されたもので、年収が300万円程度であっても適合性の原則に反しない。
- (2) 設計書および契約概要において、契約を途中で解約した場合は解約返戻金が低いため、不利益が生じることが説明されている。
- (3) 募集人は、当社に対し、重要事項説明書を交付・説明の上、内容について同意を得た旨を報告しており、クーリング・オフが可能な期間は経過している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込の際の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。